

平成 27 年第 3 回定例会 防災警察常任委員会

平成 27 年 10 月 9 日

赤井委員

神奈川県犯罪被害者等支援施策の実施状況については、前回の委員会でも何人かの委員の方から質問等がありました。細かい内容になりますが、何点か伺いたいと思います。かながわ犯罪被害者サポートステーション、それから、かながわ性犯罪・性暴力ホットラインの二つの犯罪被害者に対する支援施策があるわけですが、これらについては、どういった内容で分かれているのか、また、それぞれどのような形で支援をしていくのか、このかながわ犯罪被害者サポートステーションとかながわ性犯罪・性暴力ホットラインとの違いについて、もう一回御説明願います。

犯罪被害者支援担当課長

性犯罪、性暴力被害者の支援に関して端的に申し上げますと、かながわ犯罪被害者サポートステーションでは被害の相談を警察に対して行った被害者の方を、かながわ性犯罪・性暴力ホットラインでは、警察への被害の届出をちゅうちょされている方や、様々な事情により警察に被害の届出をしたくない方に対する支援を行っております。かながわ犯罪被害者サポートステーションの方では、性犯罪、性暴力に限らず、全体の相談、支援を行っております。かながわ犯罪被害者サポートステーションでは、自宅で被害に遭った場合にホテルなど一時的な住居の提供や法律相談、カウンセリング、裁判所への付添い支援などの支援を行っており、現在、かながわ犯罪被害者サポートステーションでの支援件数のうち 6 割程度が性犯罪被害者への支援となっております。一方、かながわ性犯罪・性暴力ホットラインですが、相談者が自ら選択できるよう、警察に被害の相談を行った場合に受けられる支援の内容、あるいは配慮、医療機関の受診についてなど、いろいろな情報を提供した上で、相談者の援助を行っております。聞き取った相談者のニーズに応じて、警察署やかながわ犯罪被害者サポートステーション、あるいは医療機関、法テラスなどの関係機関を御紹介したり、あるいは、カウンセリング等の適切な支援を行っております。また、かながわ性犯罪・性暴力ホットラインでは、事件化が難しい場合や過去の被害に遭われて苦しんでいる方に対しても、心理的に寄り添った傾聴や助言等も行っております。

赤井委員

かながわ犯罪被害者サポートステーションの方は犯罪被害者ということですから、性犯罪に限らず、様々な犯罪に対する被害の相談を受けているということで、また当然のことながら、その中にも性犯罪関係も出てきていると思います。先日報告していただいたかながわ性犯罪・性暴力ホットラインの方について、相談者がほとんど女性ということですが、男性も若干いらっしゃるということで、この辺について少し伺います。

犯罪被害者支援担当課長

かながわ性犯罪・性暴力ホットラインの方の男性からの御相談については、被害者本人というよりは被害者の方の父親や配偶者、交際相手の男性、友人等

からの相談が多くなっています。また、職場の上司の男性の方からの御相談もあります。少しではありますが、男性被害者の方からの御相談もあります。

赤井委員

御本人が直接連絡するわけにはいかないということで、父親あるいは配偶者といった方からの話なのかもしれないのですが、いずれにしてもかながわ性犯罪・性暴力ホットラインに様々な相談をしてくる、また、特に24時間体制で行っており、先日も話がありましたように9時から8時ぐらいまでが一番多いという話も伺いました。そういった部分で、この相談を受ける現在の体制をもう一回確認したいと思います。例えば回線数、また相談される方が女性のため、受けるのも女性の方がよいのかなと感じるところであります。その辺についての現在の状況、またその中での問題点、課題についてもお伺いしたいと思います。

犯罪被害者支援担当課長

かながわ性犯罪・性暴力ホットラインの回線数は現在6回線となっております。また、相談を受ける体制ですが、24時間、365日、2人の体制で相談を受けております。相談員の数は県の常勤職員で、40名程度となっております。相談を受けている中での課題ということですが、大勢の相談員で相談を受けているため、初回に相談をされて、折り返しの電話をする、あるいは調べてみますのでもう一度お電話をくださいというようなお話をした場合に、問題がないように相談票等でしっかり申し送りをしてしておりますが、その辺は少し課題かなと思っております。また、相談員の性別は全員女性となっております。

赤井委員

全員女性で、深夜にわたって40名の方が交代で2人ずつということでしたが、非常に大変だと思います。また、内容的にも相当長時間にわたることもあると聞いております。また、その相談内容によっては、判断するのが非常に大変なこともあると思います。これは話を聞いてあげるだけで済む、そうではなくて、これはすぐに警察などに連絡を取らなければならないなど、その辺の判断が非常に大切だと思うのですが、電話を受けられている40名の方というのは、何かそういった資格のようなものを皆様お持ちなののでしょうか。

犯罪被害者支援担当課長

数ははっきりと手元にありませんが、相談員の中には精神保健福祉士や臨床心理士、あるいは助産師といった福祉や医療の分野の資格を持っている職員もおります。あるいは、これまでにいのちの電話相談など各種相談業務の経験を持っている者もおります。また、かながわ性犯罪・性暴力ホットラインの開設に当たって、相談員の養成研修等を実施しており、そういった研修等に参加し、勉強して鍛えた上で、かながわ性犯罪・性暴力ホットラインの相談員になっている方もおります。

赤井委員

それぞれ、国家資格や臨床心理士など、様々な資格を持っておられる方もいらっしゃると思います。また、全員が多分、養成研修を受けているという形ですから、そういう意味では突発的な事例の対応についてもしっかりと形できると思います。この辺についても、対応を更にしっかりといただき

たいなと思いますが、先ほど、状況に応じて、例えば医者や警察など、いろいろなところに対応をすぐにでもしなければならぬようなことがあると伺いました。例えばそういった事例というのはありますか。

犯罪被害者支援担当課長

性犯罪、性暴力の被害を受けた場合、通常 72 時間以内であれば、緊急避妊薬を内服 することにより、望まない妊娠を避けることができる他、外傷の治療や性感染症の検査等が必要な場合もあります。こういった方に対しては緊急性の高い方と判断し、まずは被害者の安全が確保できているかどうか確認をした上で、いつ、どこで何があったか、けがなどをしていないかということを確認します。また、被害者の方が警察に被害を届けるのか、届けないのか、そういったニーズについても確認いたします。さらには、精神的に動揺されている程度がどの程度なのかも見せていただきます。その上で、産婦人科、医療機関への受診の勧めや警察への通報について御説明をいたしますが、本人が通報できないような状態の場合には相談員が代わって連絡をさせていただいております。

赤井委員

相談員の方の的確な判断については非常に大変だなと思います。また、犯罪被害者の方々の精神的な問題、肉体的な様々な問題を解決させるためにも、医療機関との連携も非常に大事になってくると思うのですが、その辺についての対策を今後、何か考えておりますか。

犯罪被害者支援担当課長

医療機関との連携ですが、平成 24 年に神奈川県産科婦人科医会と協定を結んでおります。この産科婦人科医会との共催により、医療機関向けの研修を開催しています。平成 27 年度は 3 回目の研修になりますが、医師や看護師、その他医療職の方々に幅広く呼び掛け、被害者の治療に必要な配慮や刑事裁判等の司法の関係について御説明をするような研修を行う予定となっております。また、こうした研修や医療機関向けのニュースレターなど、さらには医療機関へ直接働き掛けて、協力医療機関の数の拡大や連携の強化を図ってまいりたいと考えております。

赤井委員

医療機関に相談に行けばよいということかもしれませんが、説明を伺い、このかながわ性犯罪・性暴力ホットラインが非常に大事だと再認識しました。去年の 4 月 1 日にかながわ性犯罪・性暴力ホットラインが設置されて以来、相談員の皆様も本当に大変だったと思いますが、このホットラインがあるよという点も、もう少し告知する必要があるのかなと思います。今の告知について、もう少し広げる方法があるのではないかと思うのですが、今後このホットラインの告知の方法等について、何か考えていることはありますか。

犯罪被害者支援担当課長

かながわ性犯罪・性暴力ホットラインの広報については昨年度も、小さなカードを駅やショッピングセンター等の洗面所などに配付させていただきました。その他、様々な媒体を通して広報等をしてしておりますが、平成 27 年度の取組としては、インターネットの広告を行っております。夏休み期間中を見据えた平成

27年8月から3箇月間にわたって、インターネットリスティング広告という形で、グーグルやヤフーの検索結果に性犯罪・性暴力の被害にあったらという本県のホットラインのホームページが出るようにして広告を行っています。さらにはバス、タクシー等で車内広告を行っている他、今後県内に広く配布されるフリーペーパーにも広告を掲載する予定であります。

赤井委員

様々な媒体を通して、このホットラインがあるという点をしっかりと周知していただきたい、そして、神奈川県の中からこういった犯罪がなくなるような取組をしっかりと行っていただきたいと要望して、私の質問を終わります。